

機器仕様書

(1) デスクトップ型パソコン／本体

項 目		仕 様
CPU		Intel Core i5-14400またはAMD Ryzen5 8500G同等以上の性能の互換プロセッサであること。
メモリ		16GB以上装備すること。
SSD		PCIe、NVMeにそれぞれ対応すること。256GB以上装備すること。
解像度及び最大発色数(標準)		1920×1200ドット(1,600万色)
光学式ドライブ		内蔵していること。
拡張スロット		PCI-Express(×16)バススロットの空きが1個以上あること。
サウンド機能		装備していること。
インターフェイス	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応
	無線LAN	IEEE802.11a/g/n/ac/ax実装すること。(USB接続による外付けでも可)
	ディスプレイ	3系統の映像出力インターフェイスを装備し、うち2系統はDVI-D 24ピン、ミニD-sub 15ピン(アナログRGB)両方を装備していること。(変換ケーブルによる出力でも可)
	サウンド関連	マイク入力及びヘッドフォン出力を装備していること。
	シリアル	RS-232C(D-Sub9ピン)×1個
USB		6個以上装備し、うちフロントに2個以上装備すること。 上記について、USB3.0以上のType-Aの接続口を3個以上装備すること。
マウス		光学式又はレーザー式のスクロールマウスを装備すること。
キーボード		109配列準拠キーボード本体一体型(USB接続とする)
外形寸法		下記を目安とする。(超過30mmまで。スタビライザを含まない。) 幅110mm×奥行き360mm×高さ350mm程度
消費電力		最大290W以下であること。
納入場所と数量		岩手県立磐井病院 90台 ※納入場所については、岩手県医療局の指示により変更になる場合があること。
その他		機器仕様及び保守体制について ・「(2)ソフトウェア」で示したソフトに対応していること。 ・本体は全て同一メーカーの同一型番で一体として市販されている形式のものとすること。 (パーツの集合によって結果として所定の仕様としているものでないこと)。 ・障害発生の連絡の2時間後には障害への具体的対応について協議を整える体制のあること。 ・メーカーによる日本語の説明書が添付されていること。 ・リカバリーイメージを内蔵ストレージに備えること。 ・筐体をドライバー工具を使用せずに開閉できること。 ・グリーン購入法で定められている判断基準を満たしていること。 ・1台は、リカバリーDVDまたはリカバリーUSBメモリ付きとすること。 ・医療情報システムで使用するソフトウェア製品は次の通りである。以下のソフトウェアの稼働保証を行うこと。 なお、動作確認時に不具合が生じた場合には、岩手県の指示に基づき保守要員の派遣を実施すること。 システムベンダ：株式会社アイシーエス 主要対象システム ①電子カルテシステム：iMedic ②医事会計システム：ML-A ③リハビリシステム：タック(株)製 タックリハビリテーション支援システム ④トレンジマイクロ：Apex One ⑤Sky：SKYSEA Client View

注)いずれの項目についても、上記の仕様相当または以上の性能を条件とする。

(2) ソフトウェア

項 目	数量	仕 様
■オペレーティングシステム	90式	Windows 11 Professional 64bit あるいは完全に互換性があると公式に認められたオペレーティングシステム ※「公式に認められた」とは、販売者以外の利害のない第三者機関が認めたことである。(以下同じ) ※ハードウェアメーカーOEM提供品であること。
・複製イメージ作成用	1式	Windows Enterprise Device UPG&SA (ボリュームライセンス) ※最低購入本数を満たすこと
■ソフトウェア		
・サーバアクセス機能	90式 (ライセンス)	Microsoft Windows Server 2025 User CAL ※ライセンス証書又はライセンス契約を確認できる書類を納入すること。
・統合アプリケーション機能 (ワープロ、表計算等)	90式 (ライセンス)	Microsoft Office LTSC Standard 2024あるいは完全に互換性があると公式に認められたソフト。 ※ライセンス証書又はライセンス契約を確認できる書類を納入すること。
・医療辞書機能	90式 (ライセンス)	ATOK Medical 2026 ※ライセンス証書又はライセンス契約を確認できる書類を納入すること。
・メディア	1式	ATOK Medical 2026 インストールメディア

(3) その他

- 1 「(2)ソフトウェア」で提案したソフトは、プレインストールソフトを除きライセンス証書等の納入のみで可とし、機器へのインストールは不要であること。
- 2 上記機器の納入から検収までの一切を納入業者が責任を持って行うこと。また、このための費用も納入業者が負担すること。
- 3 上記機器の納入に当たっては、事前に作業スケジュールを作成し岩手県医療局の承認を得ること。また、作業完了後はその報告を行うこと。